

## 別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約による理由	その他必要な事項(備考)
C棟南B2F機械室ストレージタンクNO, 2熱交換器Uチューブ取替及び温度調節弁2基取替作業	事務部施設課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5	令和6年7月17日	株式会社大阪ガス ファシリティーズ 大阪市東成区中道1丁目4番2号	¥2,255,000-	病院建物保守管理業務の受託者であり、契約の性質又は目的が競争を許さず、且つ、予定価格が250万円をこえない工事であるため。 日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1項第1号該当	
C棟北2階リハビリテーションセンターエアコン設置工事	事務部施設課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5	令和6年7月19日	株式会社アーネストワークス 京都市上京区下長者町通六軒町西入利生町288番地1	¥7,645,000-	当該診療科全域の空調機が故障して修理不能となり、昨今の外気温上昇による診療環境への影響を鑑み、又、契約業者は代替機の迅速な確保が期待できることから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 日本赤十字社会計規則第36条第4項該当	
超音波診断装置 Viamo sv7	事務部調度課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5	令和6年7月9日	株式会社増田医科器械 京都市伏見区竹田藁屋町50番地	¥1,290,000-	予定価格が160万円を超えないことから、日本赤十字社会計規則第36条第5項の規定において日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1項第2号に基づき、見積り競争による随意契約とする。	